

町 民 税
県 民 税

特別徴収関係綴

南小国町役場

〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143

TEL (0967) 42-1118 FAX (0967) 42-1122

町県民税の特別徴収について

町県民税の特別徴収については、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

別紙のとおり貴所を本年度町県民税の特別徴収義務者として指定し、通知書記載の特別徴収税額を徴収し、納入いただく事となりました。下記（取扱要領）にご留意の上お取り扱いいただきますよう、よろしくお願い致します。

・・・取扱要領・・・

1. 特別徴収及び特別徴収義務者とは

特別徴収とは、町県民税の徴収について給与支払者が給与支払いの際、納税者の町県民税を徴収し（年税額を6月分から翌年5月分までの12回で分割徴収）、その税額を納入していただく徴収方法です。この場合、徴収し収納する義務を負うものを特別徴収義務者といいます。

2. 特別徴収税額の確認等について

- (1) 特別徴収の関係書類を受け取られましたら、同封の「特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）」をすみやかに各納税者に交付してください。なお、すでに退職等異動された方については、この綴りの「給与所得者異動届出書」を直ちに提出してください。
- (2) 納税者は、この通知書に記載された事項について不服がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して異議申立をすることができます。

3. 特別徴収の方法

- (1) 同封の「特別徴収税額の通知書」及び「特別徴収義務者用徴収控え」を参考に、6月から翌年5月までの各月に支払われる給与から徴収してください。
- (2) 退職、休職により特別徴収が出来なくなった場合には下記により処理してください。
 - ① 6月1日から12月31日までの間に給与の支払いを受けなくなった者から一括徴収の申し出がないものについては普通徴収扱いとなりますができるだけ一括徴収をお願いします。
 - ② 翌年1月1日から4月30日までの間に給与の支払いを受けなくなった者で5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が、徴収未済額（残税額）を越える場合は残税額を一括徴収して下さい。（第321条の5）

4. 月割額の納入およびその納入期限

- (1) 各納税者から徴収された月割額は、同封した「納入書」によって指定された金融機関に、徴収すべき月の翌月の10日までに納入してください。したがって例えば6月に徴収された月割額は7月10日までに納入していただくこととなりますので6月分の納入額として収納されます。（翌月10日が土日祝日の場合は翌営業日までとなります。）

なお、納入書には必ず特別徴収義務者の名称、所在地、指定番号等の所要事項を記載して下さい。もし、記入漏れがあっ

た場合は、納めていただいた納入書が整理できず、未納として取扱われるなどの支障をきたすこととなりますので十分ご注意ください。

(2) 年税額が均等割相当額以下の特別徴収については、地方税法の規定により6月分において1回で徴収することとなります。

5. 払込金融機関

納入については、南小国町指定金融機関（肥後銀行本支店）・南小国町収納代理金融機関（熊本銀行本支店・阿蘇農業協同組合（小国郷中央支所））又は、ゆうちょ銀行・郵便局もしくは南小国町役場会計室にてお納めください。※南小国町外の納付取扱金融機関を利用される場合は、最初の納入の際にこの綴込にある「指定通知書」をゆうちょ銀行に提出してください。

6. 月割額を納入期限後に納入される場合の取扱い

徴収して納入すべき特別徴収税額（納入金）を納入期限後に納入される場合には、その納入金に、その納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てる。）に延滞金特例基準割合+年7.3%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については地方税法で定める率）の割合を乗じて計算した金額（延滞金）を加算して納入して下さい。ただし算出した金額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満のときは、その端数金額又は、その金額を切り捨てます。

7. 異動届出書について

この綴りにあります「特別徴収にかかる給与者異動届出書」は、早急に（おそくとも翌月10日まで）所要事項を記入して提出してください。

なお、6月以降において退職された方の住所は、できるだけ調査のうえ正確に記入してください。また、転勤、退職後さらに転職等された方の場合には、新しい給与支払者を「特別徴収義務者」として指定し、残りの町県民税を特別徴収することができますので、異動届出書記入の際は特に御留意ください。この届出書が提出されなかったり遅れたりしますと、特別徴収義務者において納入された税額と、納入していただくべき税額に差が生じるなど、異動された方に対してもご迷惑をかけることとなりますので必ず期日までに提出していただきますようお願いいたします。なお、届出書が不足した場合は役場に御連絡頂くか、コピーを使用しても構いません。

8. 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出等

納税義務者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得に合算して特別徴収することになっていますが、納税義務者が給与所得以外の所得割額の全額又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の届出があった場合には、普通徴収の方法によることができますので、6月30日までにその旨申出てください。

納入書の取り扱いについて

特別徴収の納入書につきましては、OCR（光学式文字読取装置）により数字を読み取りますので、次の点にご留意のうえお取り扱いください。

- 納入書には税額を印字してありますので、納入税額に変更がない場合、何も記入しないで納入してください。
- 汚したり、途中で折ったり曲げたりホッチキス止めなどしないようにお取り扱いください。

《変更があった場合の書き方について》

1. 数字は枠内に丁寧に記入してください。
2. 記入は黒ボールペンのみを使用してください。
3. 〒、金・・等は記入しないでください。
4. 記入数字の標準字形は次のように記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

※特に間違いがある個所について

- ◇ 一括徴収分については、①の給与分に含めて記入をお願いします。
- ◇ 退職所得分については、②の他に裏面の納入申告書を必ず記入してください。
- ◇ 延滞金及び督促手数料が発生した場合は③、及び④に記入の後、納入をお願いします。
- ◇ Aの納入金額については二重線の見え消しにて訂正をお願いします。
- ◇ Bに合計額の記入を忘れずをお願いします。

●裏面に実際の記入例を掲載しております●

熊本県 南小国町 個人市民税 個人県民税		納入済通知書 公	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
4 3 4 2 3 0	01990 - 2 - 960080	南小国町会計管理者	
年 月分	指定番号	納入金額(1)	
		A 円	
ID	算定 期割 CD	納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む) ①
コード	測定年度取内CD		退職所得分 ②
科目	詳細 年度分 納 CD		延滞金 ③
			督促手数料 ④
納期限		(2)	合計額 B
取りまとめ店 福岡貯金事務センター (〒812-8794)			
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地		納
	氏名 又は 名称		

納入済み通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→肥後銀行小国支店南小国出張所(取りまとめ店)→南小国町) (南小国町保管)

納期の特例申請についての注意事項

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れたものがあるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

2. 1 に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収にかかる納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません

- 3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職所得等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれの次に掲げる納期までに納入することになります。

納 期 限

6 月から 11 月までの徴収税額分

12 月 10 日まで

12 月から翌年 5 月までの徴収税額分

翌年 6 月 10 日まで

《10 日が日曜、祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日》

- 4 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は給与の支払を受ける者が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅延なく当該特別徴収にかかる納入金を納入すべき市町村長に届け出なければなりません。

(注) 滞納や著しい納入遅延があるような事業所については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり納入遅延をきたしたりしますとこの特例の承認を取り消されることがありますから特にご注意ください。

- 5 納期の特例を適用されても、従業員に転勤、退職等により異動が生じ、給与の支払を受けなくなった者がある場合、その日の属する翌月 10 日までに従来どおり「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。